

平成 22 年 12 月 27 日

総務省総合通信基盤局電波部
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 105-7317
住 所 (ふりがな) 東京都港区東新橋一丁目9番1号
氏 名 (ふりがな) ソフトバンクモバイル株式会社
代表取締役社長兼CEO だいはりょうとりしまりやくしやちやうけんしーいーおー 孫 正義 そん まさよし
電波利用との関係 無線局の免許人

郵便番号 105-7316
住 所 (ふりがな) 東京都港区東新橋一丁目9番1号
氏 名 (ふりがな) ソフトバンクテレコム株式会社
代表取締役社長兼CEO だいはりょうとりしまりやくしやちやう しーいーおー 孫 正義 そん まさよし
電波利用との関係 無線局の免許人

当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)に関し、下記のとおり意見を提出します。

尚、問い合わせ等は、下記連絡先で対応致しますので、宜しくお願い致します。

(連絡先)

電話番号

電子メール

意見書（要旨）

1. ホワイトスペースの環境整備費用は、用途拡大の恐れがあることから、ホワイトスペースの活用のための研究・技術開発（a 群）に限定し、ホワイトスペース特区等の事業運営等の費用に電波利用料を充当するべきではない。また、ホワイトスペース事業者も携帯端末向けマルチメディア放送と同様に帯域利用料も支払うべきである。
2. 電波利用料内訳が示されている電波利用料財源予算状況ホームページにおける「無線システム普及支援事業」費用は、「携帯電話等エリア整備支援事業」と「地上放送デジタル化移行費用」を分けた予算状況を年度毎に示すべきである。
3. 特性係数は、中期的な見直しを行うことを本具体化方針案に明記し、放送と通信のアンバランスを解消するため確実に放送帯域に対する特性係数の見直しを実施するべきである。
4. 地域特性係数の都道府県別の密度は、上位・下位都道府県だけではなく、すべての都道府県を明記するべきである。また、当該係数を使用した計算式を本具体化方針に明記するべきである。

意見書

<p><該当ページの番号></p> <p>3 ページ</p>
<p><該当本文></p> <p>【見直し後（平成 23～25 年度平均）】</p> <p>平成 23 年度概算要求において 約 712 億円を要求中</p> <p>(a 群)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波資源拡大のための研究開発 ・無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備支援事業） ・地上放送のデジタル化への円滑な移行のための環境整備・支援事業（一部） <p>等</p> <p>(b 群)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波監視施設の整備・運用等 ・総合無線局監理システムの整備・運用 ・地上放送のデジタル化への円滑な移行のための環境整備・支援業務（一部） <p>等</p>
<p><意見></p> <p>ホワイトスペースの環境整備費用は、用途拡大の恐れがあることから、ホワイトスペースの活用のための研究・技術開発（a 群）に限定し、ホワイトスペース特区等の事業運営等の費用に電波利用料を充当するべきではないと考えます。</p> <p>また、ホワイトスペース事業者のみ特別扱いするのではなく、電波利用に見合った帯域利用料（a 群）及び無線局利用料（b 群）の応分の負担をするべきであると考えます。例えば携帯端末向けマルチメディア放送は、サービス立ち上げ如何に係らず収入がない中で帯域に係る電波利用料が発生します。同じ放送事業者であればホワイトスペース事業者も携帯端末向けマルチメディア放送と同様に帯域利用料も支払うべきであると考えます。</p> <p>ただし、特定の地域で利用するのであれば、地域係数をホワイトスペースに合わせて細分化する等電波利用に合わせた係数で電波利用料を支払うべきであると考えます。</p> <p>ホワイトスペースの環境整備費用は、基本方針（平成 22 年 8 月 30 日）では電波利用料の重点的に推進する用途として示されていましたが、本具体化方針では a 群・b 群の分類等の記載がないため分類を明らかにするべきであると考えます。</p>

<p><該当ページの番号> 3 ページ</p>
<p><該当本文> 【見直し後（平成 23～25 年度平均）】 平成 23 年度概算要求において 約 712 億円を要求中</p> <p>(a 群)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波資源拡大のための研究開発 ・無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備支援事業） ・地上放送のデジタル化への円滑な移行のための環境整備・支援事業（一部） <p>等</p> <p>(b 群)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波監視施設の整備・運用等 ・総合無線局監理システムの整備・運用 ・地上放送のデジタル化への円滑な移行のための環境整備・支援業務（一部） <p>等</p>
<p><意見> 年度毎に電波利用料内訳が示されている電波利用料財源予算状況ホームページ（※）において、地上デジタル放送移行費用は「無線システム普及支援事業」費用（a 群）として携帯電話等エリア整備支援事業と同じ項目で示されており、年度毎の費用が分かりづらい表示となっているため、無線システム普及支援事業とは分けて地上放送デジタル化移行費用の予算状況を年度毎に示すべきであると考えます。</p> <p>※ http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/account/index.htm</p>

<p><該当ページの番号> 7 ページ</p>
<p><該当本文> 特性係数については、基本方針を踏まえ、平成 23 年度からの 3 年間については、免許人の負担の急激な変化にも留意し、現行の特性係数を維持することとします。</p>
<p><意見> 基本方針で記載されていた特性係数の「中期的な見直し」は本具体化方針案においては削除されていますが、本具体化方針案にも中期的な見直しを行うことを明記し、放送と通信のアンバランスを解消するため確実に放送帯域に対する特性係数の見直しを実施するべきであると考えます。</p>

<該当ページの番号>

10 ページ

<該当本文>

I 地域特性の勘案

固定局等に係る料額の算定に当たっては、地域によって電波の逼迫の程度に大きな差が認められる点（例：無線局の密度）を勘案することとします。

表：都道府県別固定局密度

順位	固定局		
	都道府県名	密度 (局/平方 km)	指数 (平均=1)
1	東京都	2.577	9.23
2	大阪府	1.518	5.44
3	神奈川県	1.239	4.44
4	愛知県	0.796	2.85
5	沖縄県	0.765	2.74
6	香川県	0.710	2.54
7	長崎県	0.710	2.54
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
45	岩手県	0.125	0.45
45	秋田県	0.101	0.36
47	北海道	0.090	0.32
	全国	0.279	1

面積：全国都道府県市区町村別面積調(平成 21 年 10 月 1 日)

このため、全国を 4 地域に区分した上で、次の係数により計算することとします。

地域	第一地域	第二地域	第三地域	第四地域
対象	東京都	大阪府、神奈川県	その他の地域	過疎地域等
係数	36	20	4	1

<意見>

本具体化方針案は、地域特性係数は都道府県別に記載されていますが、前期具体化方針と比べ係数が変更になっているため、根拠をきちんと示すべきであると考えます。都道府県別の密度は、上位・下位都道府県だけではなく、すべての都道府県を明記すべきであると考えます。また、全国4地域の係数は、放送等の実験無線局及びアマチュア無線局、包括登録局等に適用されていますが、当該係数を使用した計算式が本具体化方針に記載されていないため、計算式を明記すべきであると考えます。

以上